⑻　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

3　総合評価落札方式に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、競争参加資格確認資料の提出に併せて総合評価提案資料を提出し、当該資料に記載された提案内容の評価による技術評価点と入札書の価格により算出される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。

その概要を以下に示すが、提案する要件及び入札時の評価に関する具体的基準については、入札説明書による。

⑵　技術提案に関する事項　工事目的物の性能・機能に関する事項の「品質管理⑴」、「品質管理⑵」、「品質管理⑶」、社会的要請に関する事項の「安全管理」を評価項目とする。

なお、技術提案にあっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案やプレキャスト製品の採用など契約単価項目で支払うことが出来ない変更提案は不採用とする。

⑶　評価項目及び評価内容　評価項目（品質管理）の技術提案は、２提案以内とし、３提案以上の場合は、不可とする。技術提案が１提案もない場合は、標準案での施工も認める（標準案は「可」で評価する）。

なお、技術提案書の枚数は、提案数に係わらず説明図面及び写真等を含み評価項目（品質管理、安全管理）ごとにＡ４版片面２枚以内、全体でＡ４版片面８枚以内とし、規定枚数を超えた場合は全て不可とするまた、評価項目（安全管理）については、Ａ３片面１枚以内でも可とする。

評価項目（品質管理）の技術提案は、１施工技術を用いた内容で１提案とする。複数提案を組み合わせなければ効果を発揮できないなど、一体不可分の内容となっていると発注者が判断したものは、１提案とみなす。

ただし、提案を組み合わせることにより、より効果が発揮される場合であっても、複数提案と発注者が判断したものは、優位に評価しない。

以下の例のような提案は複数提案とみなす。

【複数提案とみなす例】
技術提案：○○による品質管理
実施方法等：●●を設置する。
▲▲を実施する。
■■を配置する。

それぞれが独立した施工内容で、一体不可分でなく、１提案内に複数提案がある。

※提出された技術提案について、発注者が以下に該当すると判断した場合は不可とする。
・技術提案が求めた内容に合致していない。又は、提案内容が不適切である場合
・技術提案の実施に際して第三者協議や他工事との調整が必要となる場合
・技術提案の実施に過度に費用がかかる場合
・技術提案の内容について維持管理への影響が不明確もしくは発注仕様と比べて劣ると想定される場合

※提出された技術提案について、発注者が以下に該当すると判断した場合は減点とする。
・技術提案が明らかに設計図書で定められている事項に反する場合、または設計図書で定められている事項と全く同じ内容を技術提案としている場合

※提出された技術提案について、発注者が以下に該当すると判断した場合は不適格とする。
・明らかに本工事を対象としていない提案を記載した場合
・提出された技術提案書が、他の入札参加希望者が提出した技術提案書と全く同一である場合

工事目的物の性能・機能に関する事項

①　品質管理⑴
橋梁の床版（プレキャスト部材、現場打ち部材を問わず）の品質向上対策について、期待できる効果を含めて記述する。
※コンクリートの配合変更又は添加剤の追加等を伴う、材料自体の変更についての技術提案は認めない。
また、床版防水は別途工事で行う予定であるため、床版上面に塗布等を行う提案は認めない。

②　品質管理⑵
既設構造物に対する耐震補強、支承取替の品質向上対策について、期待できる効果を含めて記述する。
※必ずしも既設構造物に対する耐震補強・支承取替の品質向上対策のすべての項目に関する技術提案を行う必要はない。

③　品質管理⑶
塗替塗装の品質向上対策について、期待できる効果を含めて記述する。

社会的要請に関する事項

④　安全管理
労働安全衛生マネジメントシステム等（※１）を導入し、本工事に応じた組織的かつ継続的に安全管理活動を行うための具体的な計画について、Ａ４版片面２枚以内（Ａ３片面１枚以内でも可）にまとめ記述する。（※２）
※１　労働安全衛生マネジメントシステムは、ＩＳＯ45001、ＩＬＯのＯＨＳＡＳ18001の他、ＯＨＳＡＳ18002、厚生労働省「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」や中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会などの業界が定めるガイドラインの導入とする。ただし、受注者独自の社内システムを構築している場合は、その活動も可能とする。
※２　当該工事においては、契約後に工事中事故防止対策（安全に関する新技術）を求め、工事着手前に提出を行い、審査・採否を決定することとしている。
このため、工事中事故防止対策（安全に関する新技術）である、ＩＣＴ（情報通信技術）・ＩｏＴ（モノのインターネット）・ＡＩ（人工知能）等のセンシング技術・モニタリング技術を活用した工事中事故防止対策の提案は、本技術提案に含めてはならない。

技術提案の評価指標は下記のとおりとする。
優：技術提案が適切であり、優れた工夫がみられる。
良：技術提案が適切であり、工夫がみられる。
可：技術提案は適切であるが、「優・良」に該当しない。
不可（不採用）：技術提案が求めた内容に合致していない、又は、提案内容が不適切である。
減点（不採用）：明らかに設計図書で定められている事項に反する提案である。

⑷　評価点の付与方法

【判定方式】

評価項目の項目別配点は、評価指標により優／良／可／不可（不採用）／減点（不採用）を判定し、判定結果に応じ次のとおり付与する。

評価提案項目ごとの評価については、各提案の平均値により評価する。

①　品質管理⑴
・技術評価点（30点）優30点・良15点・可０点・不可（不採用）０点
・減点（不採用）－7.5点

②　品質管理⑵
・技術評価点（20点）優20点・良10点・可０点・不可（不採用）０点
・減点（不採用）－5.0点

③　品質管理⑶
・技術評価点（20点）優20点・良10点・可０点・不可（不採用）０点
・減点（不採用）－5.0点

④　安全管理
・技術評価点（30点）優30点・良15点・可０点・不可（不採用）０点
・減点（不採用）－7.5点

【評価例】

Ａ社の技術提案項目に対する提案（２提案）の各評価点が30（優）・15（良）の場合
当該技術提案項目に対する技術評価点＝45（点）／２（提案可能数）＝22.5点

Ｂ社の技術提案項目に対する提案（１提案）の評価点が30（優）の場合
当該技術提案項目に対する技術評価点＝30（点）／２（提案可能数）＝15点

Ｃ社の技術提案項目に対する提案（１提案）の各評価点が15（良）・－7.5（減点）の場合
当該技術提案項目に対する技術評価点＝7.5（点）／２（提案可能数）＝3.75点